

29 総第 1218 号
平成 29 年 9 月 27 日

亀岡市議会議長
湊 泰 孝 様

亀岡市長 桂 川 孝 裕

事 件 訂 正 請 求 書

件 名 第 49 号議案 財産の無償貸付について

9 月 4 日に提出した上記事件を、次の理由により別紙のとおり訂正したいので請求します。

理 由 審議を付託された「京都スタジアム（仮称）検討特別委員会」の審議過程における審議内容を踏まえ、別紙のとおり訂正します。

別 紙

「第 4 9 号議案 財産の無償貸付について」訂正内容

次の 2 項目を加える。

3 無償貸付しようとする期間

貸付契約締結の日から 1 0 年間

4 無償貸付しようとする目的

京都スタジアム（仮称）用地として財産を貸し付けることにより、スポーツを通じた青少年の健全育成や競技力の向上等のスポーツ振興に資するとともに、アユモドキ等の自然と共生するスタジアムを活かした賑わいのあるまちづくりの推進を図ろうとするものである。

第 4 9 号議案

財産の無償貸付について

下記の財産を無償貸付することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 9 年 9 月 4 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

記

1 無償貸付しようとする財産

所 在 地	種 類	面 積
亀岡市追分町一本木 1 7 番 1	土 地	901m ²
亀岡市余部町清水 3 5 番 外 9 3 筆	土 地	58,695.92m ² (持分3,367,638,860分の 1,997,638,860)

2 無償貸付しようとする相手方

所在地 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
名 称 京都府
代表者 京都府知事 山 田 啓 二

3 無償貸付しようとする期間

貸付契約締結の日から 1 0 年間

4 無償貸付しようとする目的

京都スタジアム（仮称）用地として財産を貸し付けることにより、スポーツを通じた青少年の健全育成や競技力の向上等のスポーツ振興に資するとともに、アユモドキ等の自然と共生するスタジアムを活かした賑わいのあるまちづくりの推進を図ろうとするものである。